調書 (決定)

事件の表示平成20年(行ツ)第123号 平成20年(行ヒ)第131号 .決定日平成21年7月17日 裁判所最高裁判所第二小法廷

当 事 者 等 別紙当事者目録記載のとおり

原判決の表示 東京高等裁判所平成 19年(行コ)第 290号(平成 19年 12月 26日判決)

裁判官全員一致の意見で,次のとおり決定。

第1主文

- 1本件上告を棄却する。
- 2本件を上告審として受理しない。
- 3上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2理由

1上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは,民訴法 312 条 1 項又は 2 項所定の場合に限られるところ,本件上告理由は,違憲をいうが,その実質は事実誤認又は 単なる法令違反を主張するものであって,明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。 2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法 318 条 1 項により受理すべきものとは認められない。

平成 21 年 7 月 17 日

最高裁判所第二小法廷

当事者目録

上告人兼 申 立人 代表者代表取締役全日本造船機械労働組合関東地方協議会神奈 川地域労働組合

披上告人兼相手方 国

同補助参加人 トヨタ自動車株式会社

同補助参加人 三井物産株式会社